

## 茅ヶ崎市移動支援事業Q & A

### 【カテゴリー】

1. 移動支援の基本的な考え方
2. 利用時の注意点
3. 移動手段
4. 交通費・食費・キャンセル料等
5. <移動支援事業所向け>市への請求

## 1. 移動支援の基本的な考え方

Q1 移動支援のサービス内容はどのようなものか。

- A1 ・外出時の移動の介助や外出先での排泄、食事等の介助。  
※（原則目的地での介助ではなく、外出途中での介助を対象としますが、  
目的地においても移動の介助が必要な場合には、移動の介助をした時間を算定の対象とします）  
・外出時のコミュニケーション支援（代筆、代読等）。  
・外出に伴い、必要と認められる身の回りの世話や整理。

Q2 利用できる外出の具体的な内容はどのようなものか。

- A2 ・社会生活上必要不可欠な外出  
→金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買物、冠婚葬祭・  
理美容・選挙等への外出  
・社会参加又は余暇活動的な外出  
→各種行事の参加、レクリエーション、日常生活の範囲内でのレジャー等

Q3 1回の利用時間の制限があるのか。

- A3 原則として1日の範囲内で用務を終えるものとする。  
また、この場合事業者が市に請求できる時間は、1日に12時間以内とする。

Q4 支給決定量の上限を超える利用はできるか。

- A4 支給決定量の上限を超える利用はできない。  
なお、支給決定量を超えて利用したい場合は、市からは支給を行わないため、利用者は別途事業者との契約により利用をすることができ、超えた部分は利用者が事業所に対して実費で支払いを行うことになる。

Q5 他市、他県の事業所を利用できるか。

A5 他市、他県の事業所であっても、茅ヶ崎市に事業者登録をしている事業所であれば利用できる。

Q6 突発的利用ができるか。

A6 事業者が受けられる場合は可。ただし、支給量を超える場合は請求できない。

Q7 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持しない発達障がい児は、利用できるか。

A7 発達の遅れが確認できる書類（発達検査の結果の書類等）の提出や関係機関への聞き取りにより、移動支援が必要であると判断した場合に利用できる。

## 2. 利用時の注意点

Q8 通学・通勤・通所・通院等の送迎に利用できるか。

A8 利用できない。

ただし、普段送迎を行っている保護者等が病気等により、一時的に送迎ができなくなった場合等、必要に応じて利用できる。このような場合は、事前に必ず障がい福祉課に御相談ください。

Q9 放課後等デイサービス等や学校・自宅間の送迎に利用できるか。

A9 利用できない。

Q10 宿泊を伴う旅行等に利用できるか。

A10 旅行地等までの移動に伴う介助は、利用することができる。また、この際に事業者が市に請求できる範囲は、1日あたり12時間以内とする。

居室内での支援は移動支援の算定対象とならないため、別途事業者と利用者の間で協議しておくことが望ましい。

Q11 冠婚葬祭に利用できるか。

A11 利用できる。

Q12 習い事等の送迎、付き添いに利用できるか。

A12 定期的なものは、利用できない。

Q13 Q12の場合、屋外での介助のみを要し、会場内での介助が不要な場合、待機時間を算定することはできるか。

A13 介助を全く要しない単なる待ち時間は、算定できない。

Q14 プール利用中の介護はできるか。

A14 プール内での遊泳介助はガイドヘルパーの業務範囲ではないが、トイレに行く際の移動の介助等、プール外での移動の介助が必要な際は、移動の介助をした時間分のみを算定の対象とする。

Q15 通院・デイケア等の送迎に利用できるか。

A15 定期的な通院等に関する利用はできない。(介護給付費の通院等介助サービスで対応可能) デイケア等の送迎利用もできない。

Q16 病院内の介助ができるか。

A16 利用できない。

Q17 入院中の利用は可能か。

A17 原則、サービスは使えない(入院中の外出の際の利用はできない)。ただし、退院準備等のために一時帰宅している時期に、移動支援を利用することは差し支えない。

Q18 施設入所者の利用は可能か。

A18 障がい者支援施設に入所している施設入所者は、施設で設定をしている外出のための利用は認められない。

Q19 施設入所者が実家に帰る時に利用できるか。

A19 できない。

Q20 施設入所者が通院の際に利用できるか。

A20 できない。

Q21 「グループ支援型」利用の前後に「個別支援型」の利用ができるか。

A21 利用できるが、グループ支援と個別支援の切り分けを明確にする必要がある。

Q22 日中一時支援等の日中活動の開所時間前後に利用することはできるか。

A22 できる。

ただし、日中一時支援事業等と移動支援事業の提供者が同一事業所である場合、業務内容の切り分けがあいまいになることが考えられるため、サービスの切り分けを明確にする。

また、単に日中一時支援事業等の延長、送迎の代替と考えられる利用は認められない。日中一時支援事業等の開所時間を延長する等に対応することになる。

**Q23 居宅介護に引き続いて、同じヘルパーが移動支援を提供できるか。**

A23 できる。

ただし、利用者もヘルパーも業務内容があいまいになることも考えられるため、サービスの切り分けをサービス等利用計画等で明確にする必要がある。

**Q24 業務の途中でガイドヘルパーの交代ができるか。（事業者間・事業者内ガイドヘルパー）**

A24 長時間の業務となることもあるため、同じ事業者のヘルパーによる途中交代はできる。その旨、実績記録票に記載することになる。ただし、同じヘルパーが、複数の事業者に登録している場合に、片方の事業者との契約時間数が不足するという理由から、事業者間の途中交代をすることは、事故等の場合の責任が不明確となるためできない。

**Q25 移動支援の起点、終点は自宅の必要があるか**

A25 自宅または親族等関係者から引き受け、引き渡しができる状態であれば場所は問わない。

ただし、Q8にあるように通学、通勤、通所、通院等が絡む場合は事前に御相談ください。

### 3. 移動手段について

**Q26 自転車利用ができるか。**

A26 利用できない。

常時介護できる状態での付き添いが前提となるため、併走もできない。

**Q27 ガイドヘルパーが運転する車で目的地まで移動することはできるか。**

A27 移動支援は「常時介護ができる状態で付き添う」ことが前提であり、ガイドヘルパーが運転をしている間の算定はできない。

**Q28 事業者・家族・友人・ボランティアが運転する車にガイドヘルパーが同乗して介助することはできるか。**

A28 利用できない。公共交通機関を利用することが原則となる。

やむを得ず行う場合は、万一に備えて事前に利用者と協議し、事業者としてヘルパーを同乗させることに対して責任の所在を明確にする必要がある。

Q29 利用者本人の運転で、ガイドヘルパーが同乗する場合は算定できるか。

A29 「常時介護できる状態で付き添う」ことを前提としており、利用者本人が運転する場合は「介助できる状態とはいえない」ため、算定の対象外となるが、目的地での移動に伴う介助は算定できることとする。

## 4. 交通費・食費・キャンセル料等

Q30 キャンセル料を利用者に請求することができるか。

A30 契約時に事業者が利用者との間での取り決めをしたうえで、一定のキャンセル料を請求することはできる。  
ただし、キャンセルの場合、市への請求はできない。

Q31 移動支援の起点（利用者宅のほか自宅外を起点とした場合も含む）までのガイドヘルパーの交通費について、利用者に請求できるか。

A31 基本的には請求できない。  
ただし、事業者が定める実施区域外の場合は、請求できるため、契約時に取り決めが必要となる。

Q32 付き添い中のガイドヘルパーの交通費について、利用者に請求できるか。

A32 利用者宅からの外出にかかる交通費は、利用者がガイドヘルパー分を負担する。

Q33 業務時間中の昼食費用について、利用者に請求できるか。

A33 常識的範囲内で、ガイドヘルパー自身の分はガイドヘルパーが負担する。

## 5. <移動支援事業所向け>市への請求について

Q34 市へ請求する際の注意点はあるか。

A34 毎月、実績記録表をサービス提供月の翌月 10 日までに障がい福祉課へ送付することになる。その際、移動支援による目的地も詳しく記載することが必要となる。

Q35 移動支援の算定可能となる時間の単位は。

A35 30 分を基本単位とし、別表のとおりとする。  
（「30 分未満」については、20 分程度以上のサービス提供を要す。）

Q36 事業所から移動支援の起点までのガイドヘルパーの移動は、算定の対象となるか

A36 算定の対象とならない。

Q37 行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援利用の場合も使えるか。

A37 行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を優先する。

Q38 同行援護と移動支援の利用が選べるのか。

A38 重度の視覚障がいの場合は、同行援護のみの利用となる。

Q39 1日に複数回の利用の場合、その間隔が2時間未満の場合に居宅介護同様1回の連続したサービスとして請求することが必要か。

A39 必要である。間隔が2時間未満の場合は時間を合算し、1回の連続したサービスとして請求することになる。なお、間隔が2時間以上の場合は、別の提供として請求していただく。

Q40 個別支援加算について、午前中に「グループ支援型」による移動支援を行い、同じ日の午後に、同一利用者に対して「個別支援型」による移動支援を行った場合はどうなるか。

A40 利用の目的が異なる場合、午後に提供を行った個別支援型による移動支援は算定できる。この際、実績記録票は個別支援とグループ支援を分け、内容の記載をしていただく。

Q41 グループ支援で、順番に迎えに行く場合は、全員集合するまでの間について個別支援加算の請求をしてよいのか。

A41 同一の目的での利用で、迎えの順番によって時間が異なるのみで個別支援の請求はできない。開始や終了時間は、事業所と利用者で調整していただく。